

第2期 軽井沢町子ども・子育て支援事業計画 (素案概要説明資料)

1～2章における追記事項 (P14～P55)

P14 (1) 教育・保育施設の設置状況における不足分を追記

P15 (2) 教育・保育施設の利用状況を令和3年以降の状況に書き換え

P16～P45 3 保護者アンケートの主な結果を追記（内容については第1子ども・子育て会議に提出した内容の抜粋）

P54 5 子ども持つ保護者の懇談会結果を追記（内容は以下のとおり）

(1) 目的 P54

こどもの居場所など、子どもを取り巻く環境づくりに向け、子育てを行っている保護者（母親）の意見や要望を聞き取るために、グループインタビュー形式の懇談会を開催し、3つのテーマに関する意見交換を行いました。

(2) 意見のまとめ P54

グループインタビュー結果を下表に取りまとめます。

意見の取りまとめ一覧表

テーマ	主な意見
1. こどもの居場所づくりについて	・ 児童館の人数は多く、子供によっては行きにくい。 ・ 日曜日に預かれる場所。 ・ 短時間でも預けられる場所。 ・ 診断書がなくてもリラックスできる場所 ・ 飲食できる場所。 ・ 地区の公民館など、おじいさんやおばあさんがいてくれる場所。 ・ 西部小；1.2年生の時は行きたがらない。大きい子もいるのでギュツとしている。人数を詰め込んでいる。 ・ 児童館だけではなく、体育館などが考えられる。 ・ 地域交流できる場所。 ・ 金銭的理由で働いており送迎できない。 ・ 送迎で習い事を断念した。 ・ 学校と児童館が情報共有できているか。
2. こども交流等の活動について	・ 体を動かすことができる場所での活動。 ・ 同級生がそばにいないので、活動がしにくい。 ・ 運動会など昔はあったが今はない、スポーツ大会を企画した際には参加応募が結構あり評判が良かった。児童館対抗など。 ・ 愛着を持ってもらえる子どもに育ってほしい。 ・ 古い考え方をアップデートし、コミュニティを中心に今に合った催しでの交流、アイザック、軽井沢ゼミ、仕事ゼミ 活動している人とコラボレーション。

テーマ	主な意見
	【移住組の方】 ・地区のお祭りはすごいと感じた。 ・子供達もお祭りで役割を持っていけば愛着がわいてくる。 ・地域の大人たちの姿を子供達にみせる。（仕事風景など）
3. 児童が行きたくなる放課後こども教室にするための問題と改善提案	・1年生時に2回児童館に行ったが以降行っていない ・児童館に行きたがらなくなった理由としては、「先生が怖かった」、「宿題を、まずやる事と言われた」などがあった。 ・子供本人に任せては、放課後を過ごさせる場としてはどうか。 ・児童館を利用する人数が多すぎる。 ・遊びたいのに宿題をやりなさいと言われることへの習慣づけと、宿題をやることに対する子どもの自主性を考えた放課後こども教室の取り組みを考えていく必要がある。 ・賑やかなところが大丈夫な人と、苦手な人がいるので、放課後こども教室への対応希望が分かれるのは仕方ない。 ・ただ子どもを預ける場所だけではなく、子どもが楽しめる放課後こども教室を作っていくことを目標としてはどうか。 ・高学年の考えを尊重し、低学年の安心できる場所としての多様性を持たせてはどうか。 ・公的な施設ではなく、個人宅やおじいさん、おばあさんが複数で見守っている所も子どもの居場所として考えていけないか。 ・人数が多い、先生も大変だけど管理されている先生と保護者の交流の場が少ないのではないか。

骨子案で示した内容の確認

第3章 計画の基本方針 P56

1 基本方針 P56

大地に根をはり 健やかに育つ軽井沢の子どもたち

未来に希望をもち、豊かな自然環境に配慮した地域社会の中で、
子どもたちが健やかに育ち、誰ひとり取り残さないまちづくり

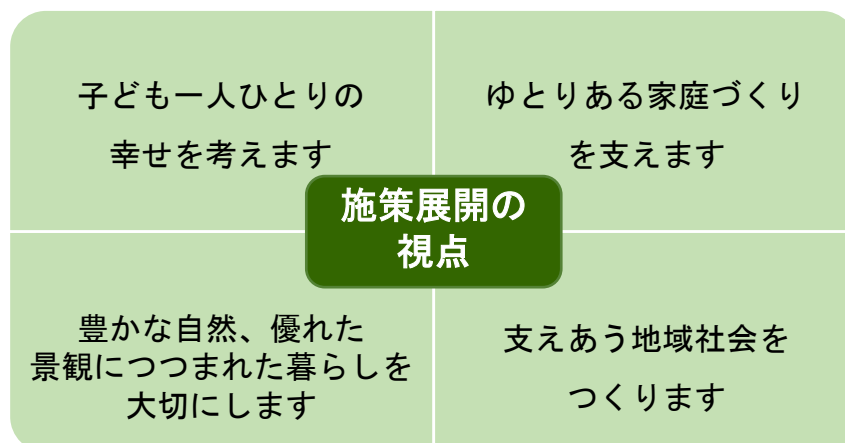
- 予期せぬ危機が社会の在り方や就労の在り方を替える事態に遭遇することを考慮し、行政、家庭、学校、地域、企業等、町中の人や組織が関わり、次代を担う子どもがこの町で、健やかに成長できる環境をさらに向上することがますます重要になってきます。
- これからの社会は少子化や家族のあり方の多様化が一段と進み、これまで以上に全ての子どもの権利の尊重が求められます。
- 第6次軽井沢町長期振興計画の基本政策に即し、「未来に希望をもち、豊かな自然環境に配慮した地域社会の中で、子どもたちが健やかに育ち、誰ひとり取り残さないまちづくり」と思える子育て環境をさらに目指します。

2 計画の視点 P57

基本的な視点

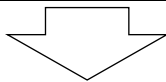
- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 全ての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ サービスの質の視点
- ⑧ 地域特性の視点

本計画でも第2期計画を継承し、町独自の価値観として、あらゆる施策・事業を展開する際の視点を次のように定めます。



3 施策体系（案） P59

基本方針（案）		
大地に根をはり 健やかに育つ 軽井沢の子どもたち		



	項目	施策・事業
基本施策の展開	1 軽井沢の特徴を生かし、子どもと地域のつながりが、子育てを支えるまちづくり	(1) 地域みんなで子どもと子育てを見守る (2) 地域に子育ての輪をつなげる (3) 交流・ふれあいで子育てを支える
	2 多様なライフスタイルが育む健全で健康な子育て環境を育むまちづくり	(1) 多様なライフスタイルがもたらす情報提供の活用 (2) 親子の心と身体健康バランスをサポートする (3) 障がいや慢性疾患のある子どものインクルージョンの促進
	3 子どもたちが目標を持ち、自分の個性と能力を活かしながら活動するまちづくり	(1) 子どもたちが遊び・様々な体験をする場所づくり (2) 小・中学校の教育環境の充実と探求心の萌芽機会づくり (3) 町に住む人・来る人との交流と校外活動を活発化
	4 働きやすさ、育てやすさ、暮らしやすさを実感できるまちづくり	(1) 保育サービス、子育てサポートの充実 (2) 子育てしやすい就労環境の整備 (3) 多様な住民の知恵が必要な家庭の自立支援をサポート
	5 子どもの安全に暮らし、安心して活動できる子どもの居場所のあるまちづくり	(1) 自然災害などに配慮した安全な住環境を確保 (2) 安心して外出できる暮らしの環境整備 (3) 子どもが安全に活動する居場所づくり
子ども・子育て支援事業計画	1 教育・保育提供区域	
	2 教育・保育の量の見込みと提供体制	(1) 子どもの人数の見通し (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策（提供体制）
	3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業） (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象） (8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育 (9) 延長保育事業 (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後子ども教室（放課後児童健全育成事業） (12) 実費徴収に伴う補足給付事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的、提供等の推進	(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

4 計画の推進 P60

＜庁内関係部局との連携＞

本計画に基づく子ども・子育て支援を着実に推進するため、保健・福祉分野に関連する部局を中心に、教育、環境、まちづくり等、庁内の幅広い分野における関係各課との連携を図ります。

＜子ども・子育て会議による進捗管理＞

本計画の施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課においてとりまとめます。

子ども・子育て支援法第 77 条（合議制機関の設置）に基づき設置している「軽井沢町子ども・子育て会議」において、毎年度、施策・事業の進捗状況の評価を行い、必要に応じて改善案を協議します。

＜計画の普及と全町的な取組の促進＞

本計画の目標及び施策内容、毎年度の施策・事業の進捗状況等について、各種広報を通じて住民に広く情報提供します。また、住民との会合等の機会を通じて子ども・子育て支援の取組の普及と促進を図ります。

＜子ども関連組織・団体のネットワーク化促進＞

町内にある子どもに関わる組織や団体について、その活動内容等を詳細に把握し、事業を展開する上で連携を図りやすい体制をつくるために情報の整理を行い、共有化を図ります。

また、教育や療育等、子どもに関わる人材育成を目指し、研修の充実や研究活動の支援に努め、協働の取組を展開します。

今回素案として提示する計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画（P61）

1 教育・保育提供区域 P61

本計画期間においても、次の考え方から全町を「1区域」として設定（継続）します。

《教育・保育提供区域を全町「1区域」とする考え方》

- 教育・保育施設と小学校との連携をさらに進めることができる
- 現行の利用実態に特段の問題がなく、サービスの効率的な提供を継続できる
- 提供区域の変更に伴う利用者やサービス事業者への影響がない
- 計画期間内において、地区の人口バランスを大きく変えるような転入出や出生率の極端な変動は想定できない

2 教育・保育の量の見込みと提供体制 P62

（1）子どもの人数の見通し

【未就学児（上）、小学生（下）の人数の推移と見通し（人）】

区分			令和7年度 計画	令和8年度 実績	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 実績
1号認定	量の見込み（実績）	A	145	144	143	142	141
	確保方策（実績）	B=C+D	145	144	143	142	141
	特定教育・保育施設	C	110	110	110	110	110
	確認を受けない幼稚園	D	35	35	39	35	38
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み（実績）	F=G+H	320	320	320	320	330
	教育ニーズ	G	25	40	55	100	219
	保育ニーズ	H	295	280	265	220	111
	確保方策（実績）	I=J+K	320	320	310	325	320
	特定教育・保育施設	J	295	280	265	220	111
	認可外保育施設	K	25	30	60	100	219
	過不足	L=I-F	320	310	325	320	330
3号認定 0歳	量の見込み（実績）	M	13	15	16	19	28
	確保方策（実績）	N=O+P+Q	13	15	16	19	28
	特定教育・保育施設	O	16	21	30	55	13
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1・2歳	量の見込み（実績）	S	132	140	118	113	74
	確保方策（実績）	T=U+V+W	132	140	118	113	74
	特定教育・保育施設	U	120	95	83	28	114
	特定地域型保育事業所	V	20	23	29	46	18
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

（実績は住民基本台帳／各年4月1日）

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策（提供体制） P63

【教育・保育の量の見込みと提供体制】

(単位：人)

令和7年度		1号認定	2号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳 幼稚園利用 (注)	3～5歳 保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み ①		145	0	320	13	156
提供体制	特定教育・保育施設	110	0	25	10	140
	地域型保育			295	3	16
	上記以外の施設	35	0			
	合計 ②	145	0	320	13	156
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

(注) 2号認定の幼稚園利用は、就労等による保育認定を受けた上で幼稚園を希望する子どもです。

(単位：人)

令和8年度		1号認定	2号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み ①		144	0	320	13	156
提供体制	特定教育・保育施設	110	0	40	10	140
	地域型保育			280	3	16
	上記以外の施設	35	0			
	合計 ②	144	0	320	13	156
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

(単位：人)

令和9年度		1号認定	2号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み ①		150	0	320	13	156
提供体制	特定教育・保育施設	110	0	55	10	140
	地域型保育			265	3	16
	上記以外の施設	40	0			
	合計 ②	150	0	320	13	156
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

(単位：人)

令和10年度		1号認定	2号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳 幼稚園利用	3～5歳 保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み ①		145	0	320	13	156
提供体制	特定教育・保育施設	110	0	100	10	140
	地域型保育			220	3	16
	上記以外の施設	35	0			
	合計 ②	145	0	320	13	156
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

(単位：人)

令和 11 年度		1 号認定	2 号認定	2 号認定	3 号認定	
		3～5 歳	3～5 歳 幼稚園利用	3～5 歳 保育利用	0 歳	1・2 歳
量の見込み ①		150	0	330	13	156
提供体制	特定教育・保育施設	110	0	219	10	140
	地域型保育			111	3	16
	上記以外の施設	40	0			
	合計 ②	150	0	330	13	156
過不足 ②－①		0	0	0	0	0

各年 4 月 1 日現在

(注) 教育・保育の無償化は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、令和元年 10 月から幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化（子育てのための施設等利用給付の創設）が導入されました。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 P66

【地域子ども・子育て支援事業の概要】

法定事業名	当町の事業名	種別			
		相談 支援	訪問系 事業	通所系 事業	その他
(1) 利用者支援事業	利用者支援事業	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○			
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診査				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業その他要 支援児童要保護児童の支援 に資する事業	養育支援訪問事業その他要支 援児童要保護児童の支援に資 する事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	
(7) 子育て援助活動支援事業 (就学児対象)	ファミリー・サポート・セン ター事業（就学児対象）			○	
(8) 一時預かり事業	一時預かり及び幼稚園の預か り保育			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室				○
(12) 実費徴収に伴う補足給付事 業	実費徴収に伴う補足給付事業				○
(13) 多様な主体が本制度に参入 することを促進するための 事業	多様な主体が本制度に参入す ることを促進するための事業				○
(14) こども誰でも通園制度	新規事業			○	
(15) 産後ケア事業	新規事業	○	○	○	

(1) 利用者支援事業 P67

当町では子育て支援センター「るるぱる」に相談・連絡調整を行える職員を配置して事業を行っており、今後も引き続き実施します。

利用者支援事業	区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
提供体制	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業 P67

当町では子育て支援センター「るるぱる」を拠点として事業を実施しており、今後も引き続き子育て支援の多様な交流機会の充実を図ります。

地域子育て支援拠点事業	区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	利用人数	人／年	10,704	10,597	10,489	10,382	10,275
提供体制	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査 P68

妊婦 1 人あたり 14 回分（23 枚）の妊婦健康診査受診票を交付しています。

今後も引き続き、妊婦全員に妊婦健康診査受診票を交付し、受診の促進を図ります。

妊婦健康診査	区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	利用回数	回／年	1,698	1,694	1,689	1,685	1,681
提供体制	利用回数	回／年	1,698	1,694	1,689	1,685	1,681

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 P68

今後も引き続き、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に実施します。

乳児家庭全戸訪問事業	区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	利用実人数	人／年	121	121	121	120	120
提供体制	利用実人数	人／年	121	121	121	120	120

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業 P68

事業の性格上、利用者数の見込みは設定せず、今後も特別な支援や保護の必要な児童・世帯の把握に努め、適切に事業を実施します。

(6) 子育て短期支援事業 P69

今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応します。

子育て短期支援事業	区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	利用日数	日／年	6	6	6	6	6
提供体制	利用日数	日／年	6	6	6	6	6

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象） P69

令和 2 年度より新事業者へ委託を行っています。住民相互の子育て支援活動として需要動向の把握に努め、事業者と連携して事業の周知と会員の確保を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業	区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	利用日数	日／年	229	219	209	198	188
提供体制	利用日数	日／年	229	219	209	198	188

(8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育 P70

今後の幼稚園や保育所等における需要を勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応します。

一時預かり事業		区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	幼稚園の 預かり保育	利用日数	日／年	2,076	2,023	1,971	1,919	1,867
	一時預かり (上記以外)	利用日数	日／年	699	678	657	636	615
提供体制	幼稚園の 預かり保育	利用日数	日／年	2,076	2,023	1,971	1,919	1,867
		実施か所数	か所	2	2	2	2	2
	一時預かり (上記以外)	利用日数	日／年	469	459	448	438	428
		実施か所数	か所	1	1	1	1	1
	ファミリー・ サポート・セ ンター	利用日数	日／年	469	459	448	438	428

(9) 延長保育事業 P71

今後も保育所における延長保育として一定の利用が見込まれることから、引き続き、各保育所における体制を確保し、対応します。令和 2 年度開設の小規模保育施設でも延長保育を実施する予定です。

延長保育事業		区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み		利用実人数	人／年	340	333	325	318	340
提供体制	利用実人数		人／年	340	333	325	318	340
	実施か所数		か所	5	5	5	5	5

(10) 病児・病後児保育事業 P71

今後も一定の利用を見込み、佐久定住自立圏事業として 10 市町村共同で実施する病児・病後児保育を引き続き実施するとともに、町内での対応について需給動向を踏まえつつ適切に検討します。

病児・病後児保育事業		区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み		利用日数	日／年	10	10	10	10	10
提供体制	利用日数		日／年	5	5	5	5	5
	実施か所数		か所	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポ ート・センター		日／年	5	5	5	5	5

(11) 放課後子ども教室 P72

小学生が安全で安心して楽しく活動できる居場所づくりとして、平成 27 年度から「児童館」「放課後児童(学童)クラブ」を一体的に統合した放課後子ども教室事業を東・西・中地区児童館 3 か所で開設しており、今後も継続します。

放課後子ども教室		区分	単位	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	低学年	利用実人数	人／年	609	615	620	625	630
	高学年	利用実人数	人／年	336	331	327	323	319
提供体制	低学年	利用実人数	人／年	609	615	620	625	630
	高学年	利用実人数	人／年	336	331	327	323	319

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業 P72

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後も対象となる児童・世帯の把握に努め、特定教育・保育施設等と連携して適切な利用を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 P72

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

今後も施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、適切に支援を行います。

(14) こども誰でも通園制度 P73

すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度で、0歳6か月から2歳児を対象に、保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・地域子育て支援拠点事業所などに対し、月一定時間（1人あたり月10時間で検討）の通園が可能とする制度です。

(15) 産後ケア事業 P73

産後も安心して子育て支援体制を確保するために、母子の心身のケアや育児サポートの観点からきめ細かな支援を実施する産後ケア事業を行います。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進 P73

(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 P73

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制等の確保に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 P73

- 障がいや医療的ケア等、特別な支援の必要な子どもの健全な発達と生活を支援していきます。
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援等を進めます。
- 児童虐待の防止対策として、職員の配置、社会的養護施設との連携等の体制の充実を図ります。
- 県が行う施策との連携や、当町の実情に応じた施策を、関係機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 P73

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、働き方の見直しを促進するための広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備として、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。
- 県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 P74

- 幼児教育、保育無償化の一環として、子育てを行う家庭への経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育無償化対象の認定を受けた3歳以上の児童が利用した認可外保育施設、預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターに係る施設等利用費を補助します。
- こども誰でも通園制度などを用いて、子育てを行う家庭への支援を行います。

第5章 基本施策の展開（P75）

1 子育てを支える地域のつながり（多様性を活かす）P75

結婚や出産を控えた若い世代が子育てに明るい希望を持てるよう、本町の持つ住民の多様性を生かした地域のつながりを強化し、「子育て」と「親育ち」を支援し、子どもがのびのびと育つまちづくりにつなげます。

（１）地域みんなで子育てを推進 P75

保護者だけではなく、地域住民皆が子育てを楽しみ、励まし合い、自信と喜びを持って子育てできるよう、地域ぐるみの子育てを推進していきます。

- 相談・支援の充実
- サポーター等の育成

（２）居住者の多様性を活かした地域子育て活動の展開 P75

地域における子育てをしている保護者同士の自主的な交流子育てネットワークを拡大していくとともに、町の特徴である多様なライフスタイルを活かした、その輪を広げていきます。

従来からこの町に住む人、新たに移転してきた人、週末滞在などマルチハビテーション型の居住者など、この町に暮らす人々の多様性を活かした地域子育て活動を展開します。

- 子育てグループ活動への支援
- 地域の子育て支援者の活用

（３）様々な世代、芸術、スポーツを通じた交流とふれあい P76

様々な世代、職業の人とのつながりが子どもの成長の糧になります。今後もスポーツ活動、芸術など独自の地域コミュニティ活動の展開を広げ、世代を超えた交流の場を増やし、人と人の顔が見えるつながりを広げます。

- 世代間交流・異年齢交流の推

2 親子の健康と成長を守るつながり（誰がいつしよに）P77

子どもの健康を支えるための健康診査等を通じて、子どもの成長・発達に関する知識の向上と適切な支援を行うとともに、ノーマライゼーションの理念（注）に基づき、安心して出産と育児ができる環境をつくるとともに、誰一人取り残すことのないSDGsの考え方に基づく、子育て支援を実施していきます。

（注）ノーマライゼーションとは、「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という考え方です。

（１）さまざまな要請に応える情報提供と相談支援を充実する P77

健康な心身の成長・発達の基礎をつくる大事な乳幼児期を親子が不安なく過ごせるよう、一人ひとりの状況に合わせた情報提供と身近で相談できる環境をつくります。

- 成長・発達に適切な情報提供と相談の充実

- 子育て支援センターの充実

(2) 妊娠から産後の親子の健康づくりをサポートする P77

妊娠から産前・産後にかけて母子の健康を継続的に支えるため、身近な医療体制の充実と切れ目のない保健事業を実施します。

さらに、結婚、出産、子育て、教育、進学といった子供の成長に合わせた家庭の健康づくりをサポートするために、様々なスポーツ活移動なども含めた軽井沢町の子育てファミリーの健康づくりに努めます。

- 妊娠から産後における保健事業の充実

(3) ノーマライゼーションの浸透と子どもの療育を支援する P78

障がいのある児童本人や保護者の意志を尊重するためには豊富な選択肢が必要であることから、障がいの有無に関わらず子どもは全て地域で育つことがあたり前であるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい児施策を進めます。

施策の一つとして、児童発達支援センターを開設する予定です。児童発達支援センターでは、主に未就学児で障がいの可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の段階・特性等に応じた発達支援を行う他、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行うなど、インクルーシブな教育、療育を推進します。

また、保育所や認定こども園等の機関に対しても療育に関するアドバイスを行う等の後方支援を行います。

- 療育支援の充実
- 相談支援の充実

3 町の特徴を活かしたつながり（子どもたちが主体）P79

(1) 自由に遊び・好奇心を満たす子どもの居場所を整備する P79

子どもが歩いていける身近な公園や雨の日でも自由に遊べる遊び場へのニーズが高まっていることから、子どもたちにとっての遊び場は社会性や協調性、自立心や仲間意識等を育む重要な場所であること等を踏まえ、「子ども居場所」づくりについて、子どもの年齢や家庭環境に応じ、のびのびと健やかな育ちの場となり、豊かな遊び場ともなる多様な子どもの居場所づくりとそれにかかわる活動の環境づくりを進めます。

- 子どもの遊び場の充実

(2) 「こぶし教育」の理念による小・中学校教育を充実する P79

軽井沢町教育の理念は、『軽井沢町の町木「こぶし」は、雪解けとともに白い花を梢いっぱい咲かせます。「町教育」は、厳しい環境に耐えて咲く「こぶしの花」に例えて「こぶし教育」と名づけ、心豊かでたくましい軽井沢の子どもを育成することを推進しています。』と謳っています。

子どもたちの活動意欲の向上と学校教育の充実に向けて、子どもたちが軽井沢育ちであることに誇りを持って、学業成績だけでなく自分の個性を見つけられる教育の充実と、より魅力的な学校づくりに取り組みます。

- 放課後子ども教室の充実

- 小学校入学前の取組
- 軽井沢学の構築
- 幼・保・小・中・高連携の促進
- アフタースクールの開設
- 部活動の社会教育への促進

(3) 多様な人々とふれあい、学び、いきいきと活動する P81

子どもの健全育成のため、家庭・学校・地域の連携を深め、この町を訪れる多様な人々とふれあい様々な体験を通じた異年齢の交流、世代間交流、子どもの地域活動や社会参加の機会を提供しふれあい、学び、いきいきと活動する場づくりを提供していきます。

- 子どもの健全育成の推進
- 職業体験の推進
- 子どもの居場所づくりの推進

4 働きやすさ、育てやすさのつながり（時代ニーズへの対応）P82

人々の意識やライフスタイルの変化に伴う住民ニーズの多様化に対応し、ニーズにきめ細かく対応した保育サービスの提供と子育て家庭に配慮した子育て支援を行い、子育てと仕事が両立できる環境を創出します。

(1) 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの対応 P82

国の制度として発足したこども誰でも通園制度や、延長保育や一時保育等、多様な保育サービスの実現を望む声に応じた保育サービスの展開を図っていきます。

子育て家庭の親が、働きやすい環境づくりの実現に向け、気軽に利用できる子育て拠点を整備するとともに、仕事を持たない保護者に対してもこども誰でも通園制度等を利用し、ゆとりある子育て環境づくりにより、リフレッシュ支援等を目的とする保育サービスの充実を図ります。

- 多様な保育サービスの提供
- 安全な保育サービスの提供

(2) ライフスタイルの多様化に合わせた子育てしやすい就労環境 P82

子育て家庭において「出産=退職、あるいは復職しても育児休暇取得に対しての職場理解が得られにくい」「育児が一段落したあとで再就職が難しい」という状況も勘案し、家事や育児の分担、男性も含めた企業社会での働き方の見直しを働きかけていくため、国・県とともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及や男女共同参画社会づくりに向けた取組を進めます。

- 働き方の見直しに向けた啓発
- 子育て後の再就業支援

(3) 親の不安の解消や孤立化の防止する支え合いと自立の促進 P83

全国的な離婚や未婚の増加に伴い、ひとり親家庭が多くなる傾向にあります。

当町でも同様の傾向が想定されることから、複数の問題に直面するケースの多い母子家庭、父子家庭の状況に応じて、精神的、経済的な不安の解消や孤立化の防止、経済的な支援等による自立支援に取り組みます。

- ひとり親家庭への支援の充実

5 子どもが安心できるつながり（安心と自然と文化の子育て）P84

子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、安心して子どもが育つ地域を目指して、地域、警察、保育所、学校等のネットワークを推進します。

また、当町の持つ文化、風土を考慮し継承した、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備・設計にユニバーサルデザイン（注）の視点を取り入れたまちづくりは、SDGsの考えに基づいた持続可能なまちづくりであり、当町の個性を伝承する子育て支援環境です。こうした考え方に基づき、当町の個性子どもたちの伝え、持続可能な町の風土の継承を推進します。

（注）ユニバーサルデザインは、年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるように設計することです。

（１）豊かな自然環境のバランス暮らしやすい住環境 P84

子育て世代を中心に高品質な住宅へのニーズが広がっていることを踏まえ、当町の持つ快適な都市機能と豊かな自然環境が融合し、互いに協調・保全し合うバランスが取れたまちづくりをとおし、ゆとりある住宅等、子育てしやすい住環境の創出に取り組みます。

- 子育てを支援する良好な居住環境の確保

（２）地域で守る安全な子育て環境を整備する P84

妊婦、子ども、子ども連れの人が気軽に外出できるよう環境の整備を進めます。

地域住民皆で子育てを支援する環境づくりを進め、地域で安全な子育て環境を目指していくための検討を行っていきます。

- 公共施設のユニバーサルデザイン化推進
- 子育て支援設備の普及

（３）子どもが安全に当町の自然環境とふれあう P85

全国各地で子どもに危険が及ぶ交通事故や犯罪被害が発生していることを踏まえ、警察や自治会との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもを守っていく体制の強化を進めます。

また、公民館活動や民生児童院の協力のもとで、子どもたちが、安全に軽井沢の自然と触れ合うことのできる環境づくりに努めます。

- 「こどもを守る安心の家」の充実
- 安全・安心なまちづくりの推進
- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 虐待・いじめ・不登校・差別の防止